

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

告 示

ページ

○個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	四
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	五
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	六
○道路の区域変更	(道路課)	七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(三件)	(防災砂防課)	七
○土砂災害警戒区域の指定(三件)	(同)	一三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	一四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	一四
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	一四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく		

自立支援医療を行う医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の変更

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(五件)

教育委員会

○宮城県指定無形民俗文化財の指定

○宮城県指定有形文化財の追加指定

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

監査委員

○平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

○平成二十五年度包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

○行政監査の結果の公表

○定期監査の結果の公表

規 則

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第六号

個別労使紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則

個別労使紛争のあっせんに関する規則(平成十四年宮城県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第十条中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百六十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、

指定介護機関として次のとおり指定した。
 平成二十七年二月二十四日
 一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
マリーン調剤薬局新富谷店	黒川郡富谷町成田四―一―十	株式会社アクア	仙台市青葉区一番町三丁目五―十六	平成二十七年一月八日

三 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
土筆の里はやま館	気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	有限会社笹陣	気仙沼市唐桑町小長根百七十七番地	平成二十六年十一月一日

四 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
土筆の里はやま館	気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	有限会社笹陣	気仙沼市唐桑町小長根百七十七番地	平成二十六年十一月一日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護相談所とやけの虹	石巻市南境字妙見十九	株式会社とやけの森	石巻市北境字トヤケ森十九番地	平成二十六年十二月一日
くりはらケアネット	栗原市築館伊豆二丁目六番一号栗原市市民活動支援センター内貸事務室七	特定非営利活動法人ウエルビーイングネット	栗原市築館伊豆二丁目六番一号栗原市市民活動支援センター内貸事務室七	平成二十六年十二月二十五日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護にこライフ	名取市増田六丁目五番二十四号	合同会社にこライフケアセンター	名取市増田六丁目五番二十四号	平成二十六年十一月一日

事業所の名称 土筆の里はやま館	事業所の所在地 気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	申請者の名称 有限会社笹陣	申請者の所在地 気仙沼市唐桑町小長根百七十七番地	指定年月日 平成二十六年十一月一日
--------------------	------------------------------	------------------	-----------------------------	----------------------

七 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称 土筆の里はやま館	事業所の所在地 気仙沼市唐桑町小長根百八十五番地一	申請者の名称 有限会社笹陣	申請者の所在地 気仙沼市唐桑町小長根百七十七番地	指定年月日 平成二十六年十一月一日
--------------------	------------------------------	------------------	-----------------------------	----------------------

○宮城県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧 栗原市若柳・金成地域包括支援センター	栗原市金成末野台下三十六一五	栗原市金成沢辺町沖二百番地	医療法人一秀会	栗原市金成末野台下三十一一	平成二十七年一月六日
---	-------------------------	----------------	---------------	---------	---------------	------------

○宮城県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
--------	---------	--------	-----------	-------

アミカ石巻介護センター	石巻市中里二一二十五第一オフィスビルせんしゅう一階	株式会社HCM	居宅介護支援	平成二十七年二月十五日
あさひ介護支援センター栗原	栗原市志波姫沼崎堰畑百三十六ー一	アサヒサンクリーン株式会社	居宅介護支援	平成二十七年二月二十八日

○宮城県告示第百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年一月二十二日次の者を指定した。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
新川 秀一	耳鼻咽喉科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八ー一
齊藤 大雄	呼吸器科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五ー二
平潟 洋一	呼吸器科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五ー二
宮本 彰	呼吸器外科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五ー二
佐藤 琢磨	内 科	南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田百十一
風間 健	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二ー五
沖津 尚弘	耳鼻咽喉科	本塩釜耳鼻咽喉科クリニック	塩竈市北浜一丁目七番七号
宮崎真紀子	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
-----	------	-----------	------------

○宮城県告示第百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
菊地 俊晶	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
沼上 佳寛	脳神経外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
赤井健次郎	内 科	石巻市立病院開成仮診療所	石巻市南境字新小堤二十五番地
氏 名	診 療 科 目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
赤井健次郎	内 科	石巻市立病院開成仮診療所	石巻市南境字新小堤二十五番地
赤井健次郎	内 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地

○宮城県告示第百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
田上 佑輔	医療法人社団やまとやまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五
田上 佑輔	やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五

○宮城県告示第百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の 称	所属医療機関の所在地	
松永 浩一	松永眼科	新 名取市大手町三丁目五百七十 三一	旧 名取市小山二一三二二十六

○宮城県告示第百七十一号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社より農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年二月二十四日から平成二十七年三月十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別表のとおり

二 申請年月日

平成二十七年二月十二日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

別表

受付番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住所又は所在地	
26-0271	三品 典俊	角田市鳩原字上四二番地	角田市鳩原字鳩原上一五番ほか三筆
26-0272	三品 典俊	角田市鳩原字上四二番地	角田市鳩原字川前一八番一ほか二筆
26-0273	高橋 清範	登米市南方町西山成五五番地	登米市南方町字新高石前二三〇番ほか二筆
26-0274	佐藤 稔	登米市南方町雷五一一番地	登米市南方町字雷五五九番

26-0275	佐藤 稔	登米市南方町雷五一一番地	登米市南方町字峯前四七六番
26-0276	大久保栄志	登米市南方町後高石八四番地	登米市南方町字茶臼森七二番一ほか一筆
26-0277	村上 良喜	加美郡色麻町小栗山字五輪三九番地	加美郡色麻町小栗山下女石東二二番ほか一四筆
26-0278	農事組合法人 下高城ふぁあむ	加美郡色麻町高城字伊勢堂九番地	加美郡色麻町高城字新伊勢堂一三番ほか一七筆
26-0279	宮崎 康信	加美郡色麻町四竈字道命七九番地	加美郡色麻町四竈字新穴堰九九番ほか八筆
26-0280	阿部 慎路	栗原市金成小迫花館二九番地	栗原市金成字津久毛岩崎沢三〇番ほか一九筆
26-0281	三浦 勇市	栗原市花山字草木沢打越四七番地	栗原市花山字草木沢窪田四六番ほか五二筆
26-0282	浅野 義悦	栗原市栗駒字栗原二枚橋七六番地一	栗原市栗駒字菱沼若宮前一〇番一ほか一三筆
26-0283	吉田 優俊	栗原市栗駒字芋埜倉沢七〇番地	栗原市栗駒字芋埜新倉沢四七番ほか二筆
26-0284	菅原 悌二	栗原市栗駒字松倉志戸ヶ淵三一番地	栗原市栗駒字松倉若木四六番ほか二一筆
26-0285	株式会社吉尾 ファーム	栗原市栗駒字八幡沖西五八番地	栗原市栗駒字稲屋敷牡丹一九八番一ほか五筆
26-0286	菅原 雅幸	栗原市栗駒字猿飛来小花作一四番地	栗原市栗駒字猿飛来佃沢一六番二ほか七筆
26-0287	菅原 悌二	栗原市栗駒字松倉志戸ヶ淵三一一番地	栗原市栗駒字松倉阿弥陀堂三四番三ほか一〇筆
26-0288	高橋 功利	栗原市若柳字川南子々松一〇番地	栗原市若柳字川南葉ノ木三七番ほか四筆
26-0289	多田 仁一	栗原市金成宮前四四番地	栗原市金成字千谷沢六九番一ほか五筆
26-0290	農事組合法人 羽山の里佐野	伊具郡丸森町大内字佐野西上九七番地三	伊具郡丸森町大内字佐野西上一二四番二ほか一二六筆
26-0291	小野 良則	伊具郡丸森町潤ノ上二五番地	伊具郡丸森町館矢間館山字直州一〇九番一ほか六筆
26-0292	亀山 祐治	東松島市西福田字舞台塚四四番地	遠田郡美里町二郷字沖新堀四五番一ほか三筆
26-0293	農事組合法人 涌谷東	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢二一二番地三	遠田郡美里町和多田沼字荒田二二番
26-0294	黒須 寿則	石巻市蛇田字下谷地二六番地	石巻市蛇田字道上七九番

26-0295	天野 一明	石卷市蛇田字南経塚一七番地	石卷市蛇田字道上一一五番ほか一筆
26-0296	黒須 敏夫	石巻市蛇田字下谷地三二番地	石巻市蛇田字深田三五番
26-0297	三浦喜一郎	石巻市真野字内原九七番地	石巻市真野字新白鳥一四番
26-0298	農事組合法人 玉浦南部生産 組合	岩沼市寺島字浜里七一一番地	岩沼市寺島字蒲崎七〇〇番ほか一一筆
26-0299	有限会社やま 工房八巻	岩沼市早股字小林三八八番地	岩沼市早股字板橋二四五番一ほか八筆
26-0300	農事組合法人 林ライズ	岩沼市押分字北土手八一一番地	岩沼市押分字新大同三五番ほか八筆
26-0301	株式会社めぐ いと	東松島市矢本字大溜二二九番 地三	東松島市矢本字新沼一四七番ほか二筆
26-0302	株式会社めぐ いと	東松島市矢本字大溜二二九番 地三	東松島市矢本字五反田五〇番一ほか三筆
26-0303	浅野 勝則	東松島市小松字池の内七五番 地	東松島市小松字里前二二〇番ほか一 九筆
26-0304	株式会社ばる ファーム大曲	東松島市大曲字上納一〇二番 地	東松島市大曲字上七丁六六番ほか三 八筆
26-0305	株式会社ばる ファーム大曲	東松島市大曲字上納一〇二番 地	東松島市野蒜字山崎一〇三番ほか五 筆
26-0306	有限会社アゲ リードなるせ	東松島市野蒜字神吉五番地一	東松島市野蒜字待井田五五番一ほか 五筆
26-0307	有限会社アゲ リードなるせ	東松島市野蒜字神吉五番地一	東松島市新田字山田五番ほか二筆
26-0308	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番 地	東松島市新田字中の関二七番ほか一 筆
26-0309	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番 地	東松島市新田字山田九番一
26-0310	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番 地	東松島市上下堤字南二一番ほか六筆
26-0311	株式会社高橋 農産	東松島市川下字宿浦七〇番地	東松島市上下堤字南二一番ほか六筆
26-0312	株式会社原グ リーンサービ ス	加美郡加美町字原清清水一八 番地	加美郡加美町字原八幡堂西一番七八 番一ほか三〇筆
26-0313	天野 一明	加美郡加美町字原八幡堂一番 地	加美郡加美町字松田六九番ほか九筆

26-0314	板垣 清夫	加美郡加美町小泉字町屋敷五 三番地	加美郡加美町小泉字東二番一四番ほ か二筆
26-0315	今野 秋夫	加美郡加美町宮崎字新町一番 三三番地三	加美郡加美町宮崎字麓八番一番ほか 一二筆
26-0316	菊地 孝志	名取市杉ヶ袋字尻田村一ー一	名取市下増田字南原三六八番ほか一 三筆
26-0317	株式会社美田 園ファーム	名取市杉ヶ袋字前沖一七五番 地	名取市下増田字北原西一九一番ほか 二筆
26-0318	農事組合法人 テクノファ ーム牛野	名取市牛野字内海二五二番地	名取市牛野字松浦四六番ほか一八筆
26-0319	若生あや子	名取市下増田字鶴巻前四四番 地	名取市下増田字北原西六六番九ほか 三二筆
26-0320	若生あや子	名取市下増田字鶴巻前四四番 地	名取市大曲字古館一一五番ほか三一 筆

○宮城県告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宮城県加美町手樽字銭神一〇の二四
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般県道

二 路 線 名 丸森梁川線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
伊具郡丸森町字片岸六番六地先から 同郡同町字川田島八四番四地先まで		前	敷地の幅員 (メートル)
		後	敷地の延長 (メートル)
		五・〇 三三・四	三、九〇〇・〇

○宮城県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項に おりの図のと	縦覧場所
磯ヶ沢1	土石流	黒川郡大和町宮床字四辻	おりの図のと	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
磯ヶ沢2	土石流	黒川郡大和町宮床字四辻		
磯ヶ沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町宮床字磯ヶ沢二番、字四辻		
岸	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字岸、字塚		
田町沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字関場		
岸の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字岸		
天神堂一番	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字岸		
天神堂一番	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字岸		
田町沢の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字田町沢		
田町沢の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字田町沢		
関場の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字関場、字三		
関場の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字関場、字三		
広坪	急傾斜地の崩壊	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字広坪、字鹿野前		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項に おりの図のと	縦覧場所
道場沢1	土石流	登米市登米町寺池銀山	おりの図のと	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県登米地域事 務所
道場沢2	土石流	登米市登米町寺池道場		
道場沢3	土石流	登米市登米町寺池道場		
道場沢4	土石流	登米市登米町寺池道場		
道場沢5	土石流	登米市登米町寺池道場		
道場沢6	土石流	登米市登米町寺池道場		
鉄砲町沢	土石流	登米市登米町寺池金沢山、寺池鉄砲町		
いりこ沢1	土石流	登米市登米町寺池金沢山		
いりこ沢2	土石流	登米市登米町小島西針田		
東針田沢	土石流	登米市登米町小島西針田		
道場沢7	土石流	登米市登米町大字日根牛北沢山		
北沢1	土石流	登米市登米町大字日根牛北沢山		
井戸沢2	土石流	登米市登米町大字日根牛北沢山		
北沢山沢1	土石流	登米市登米町大字日根牛北沢山		
北沢山沢2	土石流	登米市登米町大字日根牛北沢山		

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地志貝沢4	下前田沢	石生沢2	大泉沢	水越沢	深沢	梅の木南沢	梅の木北沢 12	梅の木北沢 11	土手外南沢	土手外北沢	岩の沢2	冷松寺沢	屋敷の沢	羽沢	羽沢中沢	入の沢	下羽沢	水沢12	不動沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市津山町横山字地志貝	登米市津山町横山字前田沢	登米市津山町柳津字黄牛石生	登米市中田町上沼字大泉天神山	登米市中田町浅水字水越玉山	登米市東和町錦織字蛇沼	登米市東和町錦織字梅の木	登米市東和町錦織字梅の木	登米市東和町錦織字梅の木	登米市東和町錦織字土手外	登米市東和町錦織字土手外	登米市東和町錦織字岩ノ沢	登米市東和町米谷字大嶺	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢、上羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛新峯畑、大玉、中山、不動前

早稲田の1	地粮の2	地粮の1	峯の2	峯の1	川戸沼	早坂	日向前の4	八ノ森	日向前の2	日向前の1	大柳津下沢	大土沢2	大土沢1	明耕院沢	福田寺沢	館石沢	地志貝沢1	地志貝沢2	地志貝沢3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市迫町北方字早稲田	登米市迫町北方字地粮	登米市迫町北方字峯	登米市迫町北方字峯	登米市迫町北方字峯	登米市迫町北方字川戸沼	登米市迫町北方字早坂	登米市迫町北方字日向前	登米市迫町北方字日向前	登米市迫町北方字日向前	登米市迫町北方字石打坂	登米市津山町柳津字大柳津	登米市津山町柳津字大土	登米市津山町柳津字大土	登米市津山町柳津字宮下	登米市津山町柳津字平形	登米市津山町柳津字館石	登米市津山町横山字地志貝	登米市津山町横山字地志貝	登米市津山町横山字地志貝	

上町の7	上町の6	上町の5	上町の4	鉄砲町の2	道場の4	待井	木戸崎	東針田の3	東針田の1	西針田の8	西針田の7	西針田の6	西針田の5	西針田の4	相ヶ沢	彦道	西坂戸の2	狼ノ欠	早稲田の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市登米町寺池上町	登米市登米町寺池上町	登米市登米町寺池上町	登米市登米町寺池上町	登米市登米町寺池鉄砲町	登米市登米町寺池道場	登米市登米町寺池金沢山、寺池八丁田待井	登米市登米町小島木戸崎	登米市登米町小島東針田	登米市登米町小島東針田	登米市登米町小島西針田	登米市登米町小島西針田	登米市登米町小島西針田	登米市登米町小島西針田	登米市登米町小島西針田	登米市迫町北方字高見	登米市迫町新田字彦道	登米市迫町新田字西坂戸	登米市迫町新田字狼ノ欠	登米市迫町北方字早稲田

小池の2	五郎峯の2	五郎峯の1	大峯前の3	大峯前の2	大峯前の1	大玉の3	大玉の2	大玉の1	蛭沢の2	蛭沢の1	銅谷の6	銅谷の5	銅谷の4	銅谷の3	銅谷の2	銅谷の1	辺室山の2	辺室山の1	上町の8
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市登米町大字日根牛小池	登米市登米町大字日根牛小池、中山	登米市登米町大字日根牛五郎峯、中山	登米市登米町大字日根牛大峯前、中山	登米市登米町大字日根牛大峯前、中山	登米市登米町大字日根牛五郎峯前、大峯前、中山	登米市登米町大字日根牛大玉、中山	登米市登米町大字日根牛大玉、中山	登米市登米町大字日根牛大玉、中山	登米市登米町日野渡蛭沢	登米市登米町日野渡蛭沢	登米市登米町日野渡蛭沢	登米市登米町日野渡銅谷	登米市登米町日野渡銅谷	登米市登米町寺池上町、日野渡銅谷	登米市登米町寺池上町、日野渡銅谷、日野渡蛭沢	登米市登米町日野渡銅谷	登米市登米町寺池辺室山、寺池目子待井	登米市登米町寺池辺室山	登米市登米町寺池上町

石沢の2	石沢の1	相川の2	天神前の3	天神前の2	恩田の2	上羽沢の5	上羽沢の4	上羽沢の3	上羽沢の2	下羽沢の4	下羽沢の3	下羽沢の2	下羽沢の1	北沢山	北沢の4	入谷の3	入谷の2	小川向	田谷
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町錦織字石沢	登米市東和町錦織字石沢	登米市東和町米谷字相川	登米市東和町米谷字天神前	登米市東和町米谷字天神前	登米市東和町米谷字恩田	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛上羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛下羽沢	登米市登米町大字日根牛北沢山	登米市登米町大字日根牛北沢山	登米市登米町大字日根牛入谷、北沢山	登米市登米町大字日根牛中山、入谷	登米市登米町大字日根牛北沢、北沢山	登米市登米町大字日根牛中田、田谷

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

浄水場沢	2 上西側沢	1 上西側沢	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
土石流	土石流	土石流	気仙沼市上西側	気仙沼市上西側	気仙沼市上西側	気仙沼市上西側	宮城県土木部防犯課及び宮城気仙沼土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石沢の3	二ツ木	小塚	長谷山の3	沼崎の2	地志員の2	地志員の3	地志員の5	地志員の6
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市東和町錦織字石沢	登米市中田町石森字二木	登米市中田町石森字二木	登米市中田町浅水字長谷山	登米市南方町沼崎	登米市津山町横山字地志員	登米市津山町横山字地志員	登米市津山町横山字地志員	登米市津山町横山字地志員

館下沢2	松ヶ沢	大柴沢	2大柵沢2	1大柵沢2	大萱沢	長畑沢2	長畑沢	1東中才沢4	1東中才沢4	上東側南沢	上東側沢	日の口沢	4野出の木沢	野出の木沢	4上東側根沢	3上東側根沢	2上東側根沢	2上東側根沢	上東側根沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
気仙沼市本吉町館下、御嶽山	気仙沼市本吉町松ヶ沢	気仙沼市本吉町大柴	気仙沼市本吉町林の沢	気仙沼市本吉町林の沢	気仙沼市本吉町中川内	気仙沼市本吉町長畑	気仙沼市本吉町長畑	気仙沼市東中才	気仙沼市東中才	気仙沼市上東側	気仙沼市上東側	気仙沼市上東側	気仙沼市上東側根、上東側	気仙沼市上東側根、上東側	気仙沼市上東側根	気仙沼市上東側根	気仙沼市上東側根	気仙沼市上東側根	気仙沼市上東側根	気仙沼市上東側根

津谷	3津谷館岡1	2津谷館岡1	1津谷館岡1	台通り	津谷桜子	津谷12	津谷11	只越の5	狩猟の3	狩猟の2	狩猟の5	狩猟の1	館下の4	館下の3	館下の2	館下の1	久保	向畑の2	館下沢3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
気仙沼市本吉町津谷松尾	気仙沼市本吉町津谷館岡	気仙沼市本吉町津谷館岡	気仙沼市本吉町津谷館岡	気仙沼市本吉町津谷松岡	気仙沼市本吉町津谷桜子	気仙沼市本吉町津谷松尾	気仙沼市本吉町津谷松尾	気仙沼市唐桑町只越	気仙沼市本吉町狩猟	気仙沼市本吉町狩猟	気仙沼市本吉町狩猟	気仙沼市本吉町狩猟	気仙沼市本吉町館下	気仙沼市本吉町小峰崎	気仙沼市本吉町館下	気仙沼市本吉町館下	気仙沼市本吉町東川内	気仙沼市本吉町馬籠町、小金山	気仙沼市本吉町岳の下	

外尾	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町外尾
童子下沢	土石流	本吉郡南三陸町入谷字童子下
天神沢2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜葉沢
天神沢3	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜葉沢
弘川沢1-1	土石流	本吉郡南三陸町歌津字弘川
弘川沢1-2	土石流	本吉郡南三陸町歌津字弘川
樋の口沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字樋の口
上保呂毛沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛
信倉	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢
樋の口の1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字樋の口
弘川	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津字弘川
西戸の3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字田子沢
西戸の4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字田子沢

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
-------	---------------------	--------	------

磯ヶ沢1-1	土石流	黒川郡大和町宮床磯ヶ沢二番、字四辻	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
石塚沢	土石流	黒川郡大和町宮床字石塚	
田町沢	土石流	黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字田町沢	
国見	地すべり	黒川郡大和町吉田字大森、字沢渡北、字国見、字丸森	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
水沢1-1	土石流	登米市登米町大字日根牛下羽沢	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
東針田の2	急傾斜地の崩壊	登米市登米町小島東針田	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	区域の所在地	縦覧場所
-------	------------------	--------	------

大柵沢	土石流	気仙沼市本吉町林の沢	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県気仙沼土木事務所
向畑沢	土石流	気仙沼市本吉町向畑	
天神沢	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜葉沢、押館、 林際、天神	
天神沢4	土石流	本吉郡南三陸町入谷字天神、押館	
弘川南沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字弘川	
樋の口南沢	土石流	本吉郡南三陸町歌津字樋の口	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市愛島東部第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

名取市愛島笠高字後谷地七十八番地の二十五（四十四街区一画地）

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

- 阿部 栄一 名取市増田二丁目一番八十五号
- 大友 亀一郎 名取市愛の杜二丁目三番地の八
- 大友 新一 名取市愛島笠高字泉七十九番地 三十街区一画地
- 郷内 知明 名取市愛島笠高字西小泉三十五番地 二十九街区三画地
- 須藤 滋 名取市名取が丘五丁目十七番三号
- 中澤 正一 名取市愛島塩手字前野田四十五番地の一

吉田 孝志 名取市名取が丘三丁目二十四番二号

渡 辺 至 男 名取市下増田字中江東二番地

○宮城県告示第百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市字大和百六十八番地一

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十七年二月十八日

○宮城県告示第百八十三号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年二月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年二月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指 定 年 月 日
中川薬局登米店	登米市登米町寺池桜小路九十九-十	平成二十七年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	名 称	所 在 地
変更前	石巻医薬品センター薬局	石巻市門脇町三-三十一-四十六
	石巻医薬品センター薬局	石巻市住吉町一-一-一六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 西水路北地区防潮堤（その一）工事（平成二十六年年度県債償還復社整備〇〇二〇〇一〇〇四号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年一月十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東洋・株木・尾形土建特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設株式会社東北支店 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号
- 五 落札金額 三十八億七千三百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年十一月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 石巻漁港マイナス六、〇メートル岸壁外災害復旧（その二）工事（平成二十六年年度県債二十三年災第一一八四-A〇二号）
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年一月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 若築・あおみ・吉田特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設株式会社東北支店 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
- 五 落札金額 四十億二千九百万円（消費税及び地方消費税を除く）
- 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年十一月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 追波沢川外河川災害復旧工事（平成二十六年年度県債三二一地震災五〇二〇一〇〇二号）
 - 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成二十七年二月六日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 鴻池・橋本・浅野建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組東北支店 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号
 - 五 落札金額 二十二億六千万円（消費税及び地方消費税を除く）
 - 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成二十六年十二月二日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 電子計算組織（石巻工業高校） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年一月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号
- 五 落札金額 四千三百九十五万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年十二月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年二月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県物品等電子調達システムWindows Server 2003 移行他業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年二月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 みやぎ物品等電子調達システムASP提供企業連合代表構成員日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 六千四百四十七万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号
文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第二十二條第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定無形民俗文化財に指定する。
平成二十七年二月二十四日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
無形民俗文化財	大沢の田植踊	仙台市泉区七北田字大沢	大沢田植踊保存会

○宮城県教育委員会告示第五号
文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三條第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

なお、昭和六十三年宮城県教育委員会告示第十七号（宮城県指定有形文化財の指定）は、廃止する。
平成二十七年二月二十四日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 在 地	所 有 者
有形文化財 （建造物）	旧登米警察署庁舎	一棟	木造二階建、一部平屋建、 屋根寄棟造、棧瓦葺 附・棟札一枚 明治二十一年八月 三日の記のあるも の 火の見櫓一基 大正十五年建設の 銘板あり	登米市登米町登 米字寺池中町三 番地	登米市

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二條第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。
平成二十七年二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

- 川嶋保美栗原連合後援会の平成二十五年分収支報告書の要旨の
- 2 支出総額中
- 「2 支出総額 2,741,663円」を「2 支出総額 2,686,538円」に改める。
- 4 支出の内訳中

「政治活動費	770,903円」	や	「政治活動費	715,778円」	に
「機関紙誌の発行その他の事業費	336,000円」	や	「機関紙誌の発行その他の事業費	280,875円」	に
「その他の事業費	336,000円」	や	「その他の事業費	280,875円」	に
「大田線延伸					
「2 支出総額	2,073,401円」	や	「2 支出総額	1,845,745円」	に
「4 大田線延伸					
「政治活動費	1,449,192円」	や	「政治活動費	1,221,536円」	に
「機関紙誌の発行その他の事業費	260,596円」	や	「機関紙誌の発行その他の事業費	32,940円」	に
「機関紙誌の発行事業費	260,596円」	や	「機関紙誌の発行事業費	32,940円」	に

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第18号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成27年 2月24日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み
宮城県監査委員	遊	佐	勘
宮城県監査委員	工	藤	鏡
宮城県監査委員	子		

第1 監査結果の報告
 平成24年度の包括外部監査の結果（高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成25年3月22日に包括外部監査人から報告があり、同年4月23日付で公表した。

第2 措置を講じた旨の通知（第2回目）のあった日
 平成27年 1月13日

第3 措置の内容

1 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成24年度包括外部監査 結果報告書のページ）	措置の内容
1	3 介護給付適正化 (2) 不正請求 チェックの不備 【指摘】	介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者には何らかの問題の兆候を表している可能性が認められる。介護給付費適正化システムのデータを県として活用しないということが、県の介護給付適正化への取り組みとして十分といえるか疑問である。 (P 38)	実地指導の対象事業所の選定等において、介護給付適正化システムを活用し、特異傾向を示す事業者を対象事業所にすることとした。

II 検査機能の実効性確保と県民への説明責任

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成24年度包括外部監査 結果報告書のページ）	措置の内容
1	2 県が取り組むべき課題 (1) リスクに対応した検査実施計画の策定 【意見】	県の実施する検査は、手続準拠性や、検査対象の現状把握が不十分であることを考慮すると、リスクに対応した検査実施計画であったとは考えられない。 (P 80)	社会福祉法人の指導監査においては、過去の監査において指摘事項がない又はそれに近似的な法人が、外部監査を活用しているなどの要件に該当する場合、監査の実施頻度を4年に1回にするなど、実施計画の策定についての改善を盛り込んだ監査実施要綱を改正することとした。一方、継続指導が必要と判断する法人については、これまで通り適正に実施していくこととした。 介護保険法に基づく実地指導においては、介護給付適正化システムから得られる給付実績を活用して対象を選定する。また、当該データを分析した結果から得られた指導すべき項目を加味し、リスクに対応した体制により、実地指導等を行うこととした。
2	2 県が取り組む	定期的な人事異動があり、実地	社会福祉法人の指導監査におい

<p>べき課題 (2) 専門的対応レベルの向上 【意見】</p>	<p>検査担当者の専門的ノウハウの蓄積が十分といえるか疑問である。 (P81)</p>	<p>では、随時、職員を外部の研修等に派遣しているところであるが、新たな試みとして、独立行政法人福祉医療機構から講師を招き、県市合同の社会福祉法人会計研修会を開催し、専門的知識の習得に努めていくこととした。</p>
<p>3 2 県が取り組むべき課題 (3) 検査結果の公表内容の充実 【意見】</p>	<p>検査結果の公表内容は主に検査実施件数であり、どのような検査が実施されたか明らかではなく、県民の期待に沿った検査結果の公表内容といえるか疑問である。 (P82)</p>	<p>社会福祉法人の指導監査においては、実施件数や指摘件数に加え、重要指摘事例について、県のホームページで公表することとした。 介護保険法に基づく実地指導においては、その結果概要について、県のホームページで公表することとした。</p>

○宮城県監査委員告示第19号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成25年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年2月24日

宮城県監査委員 安 部 孝
宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き
宮城県監査委員 遊 佐 勲左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成25年度の包括外部監査の結果（県水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成26年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

平成27年2月5日

第3 措置の内容

1 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成25年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	3 利水者負担金 (2) 余剰水利権の有効活用 【意見】	ダム完成後に取水実績のない水利権が検出された。上水道利用目的の観点より、ダムの効率的運用が行われているとは認められず、余剰水利権と考えられる。 (P39)	市町村が将来の水需要を踏まえて策定した水道事業計画に基づき、水利使用を許可しているが、水利許可更新時に水利利用状況などを確認していくこととする。
2	5 契約事務 (1) 1者応礼 【意見】	既存受託者の1者応礼の傾向が認められるが、応礼者を増やし実質的な競争性を確保する観点から、県として適切な措置を講じているといえるか疑問である。 (P47)	当面、委託期間を延長することとし、平成27年度開始分から実施することとした。
3	6 公有財産管理 (2) 現物管理の不備 【指摘】	現物調査の実施状況に関する証跡を確認できず、固定資産の現物管理が適切に行われているといえるか疑問である。 (P56)	資産の異動があった都度、水道事務所からの報告を受け、除却等の処理を行っているが、一部報告漏れがあったことから、各事務所に対し、適切な資産管理について指示する。 また、確認された不用資産については平成26年度において除却処理を行うこととした。
4	7 財務会計 (3) 会計帳簿作成の正確性と効率性 【指摘】	固定資産台帳を手書きで作成しており、会計帳簿作成の正確性と効率性の点で問題を有している。 (P67)	平成26年4月1日から財務会計システムにより固定資産台帳を作成しており、手書き作成は行っていない。
5	8 水道事業者に対する関与 (1) 広域的水道整備計画の形散化 【指摘】	県が広域的水道整備計画の改定に関する期待役割を果たしているといえるか疑問であり、組織運営の合理化と規模の適正化に向けた取り組みを適切に行っているとは考えられない。 (P72)	国から示された新水道ビジョンを踏まえて宮城県水道ビジョンを策定し、県の期待役割を発揮することとした。現在、宮城県水道ビジョンの素案の作成に着手しているところである。

6	8 水道事業者に 対する関与 (2) 地域水道ビ ジョン策定の 助言不足 【意見】	地域水道ビジョンを策定してい る県内水道事業者数の割合は24% と低調であり、県として水道事業 者に対して適切な助言を実施して いたといえるか疑問である。 (P74)	各水道事業体において、中長期 的財政収支に基づき水道施設の適 切な管理運営が図られるよう、ア セットマネジメントの導入を進め るとともに、国が示した「水道事 業ビジョンの作成の手引き」を活 用して各水道事業体における地域 水道ビジョンの策定を指導するこ ととした。
---	--	--	--

7	9 企業局の中期 計画 (1) 設備投資計 画に係る管理 指標の未設定 【指摘】	事業の持続可能性に関する懸念 が識別される中、主要な水道設備 である水道管路の経年化・耐震化 に係る管理指標を設定していない のは不適切である。 (P80)	水道管路の経年化による更新 は、耐用年数に達してすぐに行う ものではなく、現地調査を実施 し、埋設された配管の状態及び腐 食状況等の健全性を評価し、更新 の必要性を判断した上で行うもの であり、それらを踏まえた計画を 策定し実施することとした。 耐震化の進行管理については、 耐震化適合率で管理しており、現 在、過去の漏水の分析及び現地調 査を行い、必要箇所について適宜 更新を行っている。
---	---	---	---

8	9 企業局の中期 計画 (3) 行革目標の 有効性 【意見】	「企業債残高の削減」を行革目 標とするほどの有効性があるとい えるか疑問である。 (P87)	企業債残高が削減してきたこと から、平成26年度以降の行革目標 については、新たに「経常収支比 率100%以上」に設定し実施して いる。
---	--	---	--

II 経営形態のあり方と県民への説明責任

番号	項目	結果報告のページ	措置の内容
1	2 県が取り組む べき課題 (2) 本来役割の 発揮と事業統 合の推進	監査の結果及び意見 (Pは平成25年度包括外部監査 結果報告のページ)	広域水道事業は、受水市町村か ら県への役割を期待されているこ とから、引き続き県営で行う必要 性は変わらないと認識している。 また、新たに策定した「企業局新

【意見】 (P98)

水道ビジョン」では、市町村水道
事業と連携強化を図りながら、受
水市町村水道事業の広域化につい
て積極的に支援していくこととし
ている。
なお、広域的水道整備計画にお
いては、国から示された新水道ビ
ジョンを踏まえて、宮城県水道ビ
ジョンを策定し、県の期待役割を
発揮することとした。

○宮城県監査委員告示第20号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「許認可等の事務につ
いて」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。
平成27年 2月24日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

○宮城県監査委員告示第21号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成26年 9月
から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。
平成27年 2月24日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

1 監査実施機関及び監査実施日
監査実施機関
○総務部
地方機関
公務研修所
大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）
12月26日
11月12日
監査実施日

<p>仙台北県税事務所 (選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。)</p> <p>塩釜県税事務所 (選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。)</p> <p>北部県税事務所 (選挙管理委員会北部地方支局を含む。)</p> <p>北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>東部県税事務所 (選挙管理委員会東部地方支局を含む。)</p> <p>東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>気仙沼県税事務所 (選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。)</p> <p>○震災復興・企画部</p> <p>地方機関</p> <p>東京事務所</p> <p>○環境生活部</p> <p>地方機関</p> <p>食肉衛生検査所</p> <p>○保健福祉部</p> <p>地方機関</p> <p>仙南保健福祉事務所</p> <p>仙台保健福祉事務所</p> <p>北部保健福祉事務所</p> <p>北部保健福祉事務所栗原地域事務所</p> <p>東部保健福祉事務所</p> <p>東部保健福祉事務所登米地域事務所</p> <p>北部児童相談所</p> <p>東部児童相談所</p> <p>精神保健福祉センター</p> <p>○経済商工観光部</p> <p>地方機関</p> <p>大阪事務所</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所</p> <p>産業技術総合センター</p> <p>計量検定所</p>	<p>白石高等技術専門学校</p> <p>大崎高等技術専門学校</p> <p>気仙沼高等技術専門学校</p> <p>宮城障害者職業能力開発校</p> <p>○農林水産部</p> <p>地方機関</p> <p>農業大学校</p> <p>農業・園芸総合研究所</p> <p>古川農業試験場</p> <p>仙台家畜保健衛生所</p> <p>畜産試験場</p> <p>王城寺原補償工事事務所</p> <p>林業技術総合センター</p> <p>水産技術総合センター</p> <p>○土木部</p> <p>地方機関</p> <p>北部土木事務所栗原地域事務所</p> <p>東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>石巻港湾事務所</p> <p>中南部下水道事務所</p> <p>東部下水道事務所</p> <p>仙台地方ダム総合事務所</p> <p>大崎地方ダム総合事務所</p> <p>栗原地方ダム総合事務所</p> <p>○教育庁</p> <p>地方機関</p> <p>東部教育事務所</p> <p>東部教育事務所登米地域事務所</p> <p>南三陸教育事務所</p> <p>仙台第一高等学校</p> <p>仙台第二高等学校</p>
<p>12月24日</p> <p>11月18日</p> <p>11月11日</p> <p>11月11日</p> <p>11月6日</p> <p>11月6日</p> <p>10月30日</p> <p>11月14日</p> <p>11月7日</p> <p>11月12日</p> <p>11月18日</p> <p>11月11日</p> <p>11月7日</p> <p>11月6日</p> <p>11月5日</p> <p>11月7日</p> <p>10月28日</p> <p>12月26日</p> <p>11月18日</p> <p>11月7日</p> <p>12月18日</p> <p>12月18日</p> <p>11月25日</p>	<p>12月26日</p> <p>12月25日</p> <p>11月19日</p> <p>11月17日</p> <p>9月25日</p> <p>10月22日</p> <p>10月23日</p> <p>10月23日</p> <p>10月22日</p> <p>10月31日</p> <p>10月23日</p> <p>11月13日</p> <p>11月4日</p> <p>11月5日</p> <p>11月21日</p> <p>12月24日</p> <p>11月21日</p> <p>10月22日</p> <p>12月4日</p> <p>10月27日</p> <p>11月12日</p> <p>10月29日</p> <p>10月29日</p> <p>12月25日</p> <p>12月25日</p>

白石高等学校	10月28日	<p>支援学校岩沼高等学園</p> <p>○警察本部</p> <p>警察署</p> <p>岩沼警察署</p> <p>大和警察署</p> <p>石巻警察署</p> <p>気仙沼警察署</p> <p>河北警察署</p> <p>南三陸警察署</p> <p>築館警察署</p> <p>大河原警察署</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成25年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 大河原県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 95,045,555円</p> <p>過年度分 377,619,962円</p> <p>合 計 472,665,517円</p> <p>・H24年度収入未済額</p> <p>現年度分 120,073,875円</p> <p>過年度分 392,842,937円</p> <p>合 計 512,916,812円</p> <p>(2) 仙台北県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切</p>	10月30日
石巻高等学校	10月28日		
気仙沼高等学校	11月19日		
仙台三枝高等学校	12月16日		
石巻好文館高等学校	9月12日		
古川黎明高等学校	11月17日		
古川黎明中学校	11月17日		
松島高等学校	12月18日		
村田高等学校	9月2日		
女川高等学校	10月28日		
松山高等学校	10月23日		
気仙沼西高等学校	11月20日		
宮城野高等学校	11月28日		
東松島高等学校	9月17日		
農業高等学校	10月22日		
柴田農林高等学校	12月26日		
石巻北高等学校	12月18日		
上沼高等学校	11月4日		
米山高等学校	10月29日		
本吉豊高等学校	11月25日		
気仙沼向洋高等学校	10月29日		
白石工業高等学校	10月28日		
石巻商業高等学校	11月13日		
鹿島台商業高等学校	10月23日		
第二工業高等学校	11月10日		
船岡支援学校	11月17日		
拓桃支援学校	11月25日		
西多賀支援学校	9月2日		
山元支援学校	12月25日		
気仙沼支援学校	11月20日		
名取支援学校	12月17日		

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 137,232,016円

過年度分 374,011,109円

合 計 511,243,125円

・ H24年度収入未済額

現年度分 176,355,898円

過年度分 424,923,114円

合 計 601,319,012円

(3) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 114,876,766円

過年度分 295,621,539円

合 計 410,498,305円

・ H24年度収入未済額

現年度分 132,226,984円

過年度分 376,840,147円

合 計 509,067,131円

(4) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 111,361,352円

過年度分 432,602,756円

合 計 543,964,108円

・ H24年度収入未済額

現年度分 140,751,780円

過年度分 500,152,426円

合 計 640,904,206円

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 23,666,033円

過年度分 93,787,047円

合 計 117,453,080円

・ H24年度収入未済額

現年度分 25,881,241円

過年度分 98,869,811円

合 計 124,751,052円

(6) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

・ H25年度収入未済額

現年度分 131,854,644円

過年度分 506,243,228円

合 計 638,097,872円

・ H24年度収入未済額

現年度分 108,721,188円

過年度分 551,863,555円

合 計 660,584,743円

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

<p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>80,399,219円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>117,170,662円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>197,569,881円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>48,052,136円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>104,943,636円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>152,995,772円</td> </tr> </table> <p>(8) 気仙沼県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>37,571,417円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>156,976,069円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>194,547,486円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>43,920,678円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>171,905,553円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>215,826,231円</td> </tr> </table> <p>(9) 仙南保健福祉事務所</p> <p>生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過課払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <table border="0"> <tr> <td>・H25年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>2,821,811円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>26,932,341円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>29,754,152円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>8,158,403円</td> </tr> </table>	現年度分	80,399,219円	過年度分	117,170,662円	合 計	197,569,881円	現年度分	48,052,136円	過年度分	104,943,636円	合 計	152,995,772円	現年度分	37,571,417円	過年度分	156,976,069円	合 計	194,547,486円	現年度分	43,920,678円	過年度分	171,905,553円	合 計	215,826,231円	・H25年度収入未済額		現年度分	2,821,811円	過年度分	26,932,341円	合 計	29,754,152円	現年度分	8,158,403円	<table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>20,818,554円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>28,976,957円</td> </tr> </table> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <table border="0"> <tr> <td>・H25年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,352,100円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>18,337,647円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>21,689,747円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,273,548円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>16,846,079円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20,119,627円</td> </tr> </table> <p>○過課払返納金(生活保護扶助費返納金等)</p> <table border="0"> <tr> <td>・H25年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>455,977円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,294,416円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,750,393円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,194,516円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>631,553円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,826,069円</td> </tr> </table> <p>○未熟児養育費(未熟児養育医療費自己負担金)</p> <table border="0"> <tr> <td>・H25年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>234,214円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>234,214円</td> </tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>29,169円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>229,685円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>258,854円</td> </tr> </table> <p>(10) 仙台保健福祉事務所</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金、未熟児養育費、過課払返納金及び過</p>	過年度分	20,818,554円	合 計	28,976,957円	・H25年度収入未済額		現年度分	3,352,100円	過年度分	18,337,647円	合 計	21,689,747円	現年度分	3,273,548円	過年度分	16,846,079円	合 計	20,119,627円	・H25年度収入未済額		現年度分	455,977円	過年度分	1,294,416円	合 計	1,750,393円	現年度分	1,194,516円	過年度分	631,553円	合 計	1,826,069円	・H25年度収入未済額		現年度分	0円	過年度分	234,214円	合 計	234,214円	現年度分	29,169円	過年度分	229,685円	合 計	258,854円
現年度分	80,399,219円																																																																																
過年度分	117,170,662円																																																																																
合 計	197,569,881円																																																																																
現年度分	48,052,136円																																																																																
過年度分	104,943,636円																																																																																
合 計	152,995,772円																																																																																
現年度分	37,571,417円																																																																																
過年度分	156,976,069円																																																																																
合 計	194,547,486円																																																																																
現年度分	43,920,678円																																																																																
過年度分	171,905,553円																																																																																
合 計	215,826,231円																																																																																
・H25年度収入未済額																																																																																	
現年度分	2,821,811円																																																																																
過年度分	26,932,341円																																																																																
合 計	29,754,152円																																																																																
現年度分	8,158,403円																																																																																
過年度分	20,818,554円																																																																																
合 計	28,976,957円																																																																																
・H25年度収入未済額																																																																																	
現年度分	3,352,100円																																																																																
過年度分	18,337,647円																																																																																
合 計	21,689,747円																																																																																
現年度分	3,273,548円																																																																																
過年度分	16,846,079円																																																																																
合 計	20,119,627円																																																																																
・H25年度収入未済額																																																																																	
現年度分	455,977円																																																																																
過年度分	1,294,416円																																																																																
合 計	1,750,393円																																																																																
現年度分	1,194,516円																																																																																
過年度分	631,553円																																																																																
合 計	1,826,069円																																																																																
・H25年度収入未済額																																																																																	
現年度分	0円																																																																																
過年度分	234,214円																																																																																
合 計	234,214円																																																																																
現年度分	29,169円																																																																																
過年度分	229,685円																																																																																
合 計	258,854円																																																																																

年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H25年度収入未済額

現年度分 5,777,476円

過年度分 42,927,586円

合 計 48,705,062円

・H24年度収入未済額

現年度分 5,617,717円

過年度分 43,120,100円

合 計 48,737,817円

○生活保護扶助費返還金

・H25年度収入未済額

現年度分 9,126,522円

過年度分 22,377,576円

合 計 31,504,098円

・H24年度収入未済額

現年度分 2,657,653円

過年度分 20,833,770円

合 計 23,491,423円

○未熟児養育費（未熟児養育医療費自己負担金）

・H25年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 236,653円

合 計 236,653円

・H24年度収入未済額

現年度分 309,136円

過年度分 57,162円

合 計 366,298円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）

・H25年度収入未済額

現年度分 548,361円

過年度分 322,128円

合 計 870,489円

・H24年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 333,568円

合 計 333,568円

○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）

・H25年度収入未済額

現年度分 20,690円

過年度分 340,020円

合 計 360,710円

・H24年度収入未済額

現年度分 121,020円

過年度分 225,000円

合 計 346,020円

(11) 計量検定所

需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生した。

・件数 1件

・水道料金額 7,062円

・電気料金額 72,834円

・運収加算額 2,169円

(12) 林業技術総合センター

公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

<p>自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。</p> <p>・台数 1台</p> <p>(3) 松山高等学校</p> <p>イ 労働保険料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>労働保険料について、概算保険料を申告納付せず、宮城労働局から訂正通知があったにもかかわらず、納期限後に支払ったため、延滞金が発生したものの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・概算保険料 28,120円</p> <p>・延滞金 1,700円</p> <p>ロ 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(イ) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。</p> <p>(ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。</p> <p>(4) 白石工業高等学校</p> <p>財産の売り払いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>不用パソコンの売り払いについて、予定価格を下回る見積金額で業者を決定していたもの。</p> <p>・予定価格 21,420円</p> <p>・見積金額 10,710円</p> <p>(5) 気仙沼支援学校</p> <p>需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の運収加算額が発生したものの。</p>	<p>・件数 1件</p> <p>・水道料金額 35,607円</p> <p>・電気料金額 211,529円</p> <p>・運収加算額 6,269円</p>
---	---